

美濃加茂市告示第55号

美濃加茂市制施行70周年記念公募型事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市制施行70周年記念公募型事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、美濃加茂市が市制施行70周年（以下「70周年」という。）を迎えるに当たり、市民団体等が自ら主体的に企画及び実施する事業に要する経費に対し、ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金を当該団体等に対して美濃加茂市制施行70周年記念公募型事業補助金（以下「補助金」という。）により交付することによって、当市の歴史、文化等を振り返り、これからの市政の発展を促す事業の推進を図ることを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

(定義)

第3条 この告示において、ガバメントクラウドファンディングとは、ふるさと納税制度を活用し、事業提案団体等が事業を実施するために必要な経費を、インターネット等を通じて広く集める資金調達のことをいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、市民（当市に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。以下同じ。）が主体となった団体（以下「団体」という。）で、次に掲げるものを全て満たすものとする。

- (1) 市民を5人以上含む団体であること。
- (2) 団体自ら事業を企画し、実施し、及び完了することができること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体（団体の役員、代表者及び構成員がそれらの団体に所属する場合を含む。）ではないこと。

(交付対象事業)

第5条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次に掲げるもの全てに該当する事業とする。

- (1) 70周年の周知及び啓発に資する事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 既存の事業の場合は、70周年を記念して大幅に変更し、又は拡充されるもの
- (4) 一般に公開され、誰もが参加することができる事業
- (5) 令和7年3月1日までに実施され、完了する事業
- (6) ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金が目標金額に達しない場合においても、当初の事業計画の変更又は縮小等により、当該事業を実施できるもの

2 前項の規定にかかわらず、公序良俗に反する等市長が適当でないと認めるものは、補助事業としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、ガバメントクラウドファンディングにより集まった寄附金から当該寄附に係るふるさと納税ポータルサイトの利用手数料、寄附者に対する返礼品及び経費相当額を差し引いた金額とする。

2 前項の経費は、受領書の発送に要する郵便料、ポータルサイト使用料その他寄附の募集及び返礼品の発送等に必要なものを含めたものとする。

(事業の認定)

第7条 ガバメントクラウドファンディングによる補助金の交付を受けようとする団体等（以下「事業認定申請者」という。）は、規則第8条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、令和6年6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 70周年記念公募型事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 70周年記念公募型事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

2 前項に規定する事業の認定の適否は、70周年記念事業GCF審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 経営企画部長

3 委員会の委員長は、市長をもって充てる。

4 委員会の庶務は、経営企画部秘書広報課において処理する。

5 市長は、委員会における事業の認定の適否について、70周年記念公募型事業認定（不認定）通知書（様式第4号）により当該事業認定申請者に通知するもの

とする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第5項の規定により事業を認定したときは、規則第9条の補助金の交付決定を行うものとする。この場合において、補助金の交付決定額は、当該事業の寄附金募集予定金額とする。

(寄附金の募集)

第9条 市長は、第7条第5項の規定により事業を認定したときは、ふるさと納税ポータルサイト、市ホームページ等に当該事業の内容を掲載し、寄附金の募集を行うものとする。この場合において、市長は、掲載に当たって必要な情報を、当該事業認定申請者に求めることができる。

(寄附金額の通知)

第10条 市長は、寄附金の募集期間が満了し、寄附金額が確定したときは、寄附金額確定通知書(様式第5号)により事業認定申請者にその金額を通知するものとする。

(事業の変更)

第11条 事業認定を受けた団体等は、第8条による交付決定の後に、予算、事業の内容等に変更が生じた場合は、70周年記念公募型事業認定内容変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認したときは、70周年記念公募型事業認定内容変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により、認定事業者に通知するものとする。

(事業実績書等)

第12条 規則第18条第1項の規定による期日は、当該事業完了後30日又は令和7年3月20日のいずれか早い日とする。

2 規則第18条第2項第1号の事業実績書は70周年記念公募型事業成果報告書(様式第8号)と、同項第2号の収支決算書は収支決算書(様式第9号)とする。

(補助金の概算払)

第13条 規則第21条ただし書の規定により、市長は、補助金の交付決定の後に次項の請求時点における寄附金額の2分の1の額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、70周年記念公募型事業補助金概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。